東大阪市ふるさと納税推進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、ふるさと東大阪応援寄附金要綱第3条第1項に規定するお礼品の贈答に関し、事務の適正かつ円滑な実施のために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)ふるさと納税 東大阪市に対し「ふるさと東大阪応援寄附金」として寄附を行うことをいう。
- (2) 寄附者 本市に対し、ふるさと納税をした市外在住者をいう。
- (3)お礼品 第8条第1項の規定により承認を受け、市から寄附者へ対して贈呈する品をいう。

(お礼品の贈呈)

- 第3条 寄附に対するお礼品を贈呈する場合、原則として寄附金額は10,000円以上、1,000円刻みとする。ただし、市長が必要と認める場合はその限りではない。
- 2 寄附者に贈答するお礼品の価格(税込、梱包代込)は、当該寄附者の寄附額の2割5分を限度とする。ただし、お礼品の性質上、配送に係る経費等が不要または安価な場合は、総務省の基準にある3割を超えない範囲で設定できるものとする。
- 3 お礼品代金・配送料は市の負担とする。
- 4 寄附者がふるさと納税の申込みを行うにあたり、お礼品の贈呈を辞退する旨を申し出た場合、お礼品は贈呈しない。

(お礼品の公募)

第4条 お礼品については公募する。

(参加事業者の要件)

- 第5条 お礼品の提供をしようとする事業者は次の各号に掲げる条件を満たすものでなければならない。
- (1)役員等(事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその法人の 役員又はその支店もしくは営業所(お礼品を提供する事務所をいう。)を代表するものをいう。) 又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと。
- (2)役員等又は経営に事実上参加している者が東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)ではないこと。
- (3)税の滞納がないこと。

(お礼品提供の申込み)

- 第6条 お礼品の提供をしようとする事業者は、次の各号に掲げる書類を添えて市に提出するものとする。
- (1)東大阪市ふるさと納税推進事業お礼品提供申請書(様式第1号)
- (2)誓約書兼同意書(様式第2号)
- (3)その他市長が必要と認める書類

(お礼品の要件)

- 第7条 寄附者へのお礼品については、国で定める基準及び次の各号に定めるいずれかの基準 を満たし、かつ市が用意するシステム上の商取引に同意する事業者が提供するものとする。但 し、市の品位を著しく損なうもの、公序良俗に反するもの、その他市のPRを行うにふさわしくな いと認められるものについては、この限りではない。
- (1)東大阪市内で製造、製作、生産されているもの及び提供されるサービス。
- (2)加工等を東大阪市外で行っているものの、東大阪市内において原材料の主要な部分を生産 しているもの。または、原材料の生産や加工工程の一部を東大阪市外で行っているが、加工 工程のうち主要な部分を東大阪市内において行っているもの。
- (3) 東大阪市内外で製造されている東大阪市マスコットキャラクター「トライくん」のグッズ、ラグビーのまち東大阪の魅力を発信できるラグビー関連製品、東大阪市内大学において産学連携等により開発された製品、東大阪市内事業所で限定販売されている製品、その他東大阪市のオリジナル製品と認められるもの。
- (4)加工等を東大阪市外で行っているもので、製品の企画立案や製品設計等を東大阪市内で行っており、当該製品の価値の過半が東大阪市内で生じていると証明できるもの。
- 2 お礼品は、配送に十分耐えられるものとし、飲食物の場合においては、お礼品の到着の際に一定期間の賞味期限が保証されているものとする。
- 3 資産性の高いものはお礼品から除外する。

(お礼品の選定)

- 第8条 第6条の申込みがあった場合は、企画財政部企画室企画課において提案品の内容を審査し、判断するものとする。
- 2 審査の結果、お礼品の提供を承認とするときは、東大阪市ふるさと納税推進事業お礼品承認 通知書(様式第3号)により、申込みを行った事業者に通知する。
- 3 審査の結果、お礼品の提供を不承認とするときは、東大阪市ふるさと納税推進事業お礼品不 承認通知書(様式第4号)により、申込みを行った事業者に通知する。

(お礼品の内容変更等)

- 第9条 前条第1項の規定による承認を受けた参加事業者(以下、「お礼品提供事業者」という。) が、お礼品を追加・取下げまたは内容を変更しようとする場合には、次の各号に掲げる書類を添えて市に提出するものとする。
- (1)東大阪市ふるさと納税推進事業お礼品変更等申請書(様式第5号)
- (2)その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請があった場合は、企画財政部企画室企画課において提案品の内容を審査し、その結果を、東大阪市ふるさと納税推進事業お礼品変更等承認通知書(様式第6号)によりお礼品提供事業者に通知するものとする。
- 3 審査の結果、お礼品の変更を不承認とするときは、東大阪市ふるさと納税推進事業お礼品変 更等不承認通知書(様式第7号)によりお礼品提供事業者に通知するものとする。

(お礼品提供事業者の取消)

- 第10条 お礼品提供事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認められたときは、企画財政部企画室企画課において当該事案を審査し、事業参加の継続が認められないとの判断に至った場合は、当該事業者に対し、東大阪市ふるさと納税推進事業参加取消通知書(様式第8号)を送付する。
- (1)参加事業者に税の滞納がある場合。
- (2)お礼品について、産地・製法等の偽装が認められた場合。
- (3)その他、参加事業者として適切でないと認められる事象が発生した場合。
- 2 前項の規定にかかわらず、お礼品提供事業者が倒産した場合は、市は当該事業者に通知書を送付せず、取消ができる。

(事業参加の辞退)

第11条 お礼品提供事業者が事業の参加を辞退する場合には、辞退する3か月前までに東大阪市ふるさと納税推進事業参加辞退届出書(様式第9号)を市に提出しなければならない。

(お礼品提供事業者の責務)

第12条 お礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、お礼品提供事業者の責任において 処理をするものとする。

(お礼品台帳の整備)

第13条 市は、お礼品の適正な管理を図るため、お礼品台帳を整備しなければならない。

(お礼品の見直しに関する求め)

第14条 お礼品が、その提供を開始した日から起算して1年間、寄附者から一度も選択されなかった場合、市はお礼品提供事業者に対し、当該お礼品の見直しにかかる助言を行う。

- 2 前項の助言を受け、お礼品提供事業者が当該お礼品に関して何らかの見直しを行った場合、 更に1年間、お礼品の提供を継続することができる。
- 3 第1項の助言を受けてもなお、お礼品提供事業者が見直しを行わない場合、更に6ヶ月間経過を観察し、提供開始日から起算して1年6ヶ月が経過してもなお、寄附者から当該お礼品が一度も選択されなかった場合、市は当該お礼品を再度見直すよう、お礼品提供事業者に求めるものとする。

(お礼品承認の取消)

第15条 お礼品提供事業者が前条第3項の規定による見直しの求めに応じない場合、または既に承認を得たお礼品が何らかの理由により第7条に規定する要件を満たさなくなった場合、市は当該お礼品を削除するとともに、当該事業者に対し、東大阪ふるさと納税推進事業お礼品承認取消通知書(様式第10号)を送付する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和2年9月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行以前からお礼品を提供していた事業者に対する第14条の規定の適用は、この 要領の施行日から起算して行う。

(あて先)東大阪市長

東大阪市ふるさと納税推進事業お礼品提供申請書

東大阪市ふるさと納税推進事業実施要領第6条の規定に基づき、下記の通り東大阪市ふるさと納税推進事業にかかるお礼品の提供を申請します。

記

所在地	₸	
事業者名		
代表者役職•氏名		
	担当者所属	
	フリガナ	
担当者連絡先	担当者氏名	
	電話	
	Eメール	

<提供するお礼品>

	お礼品名称	提供価格
(1)		円
(2)		円
(3)		円
(4)		円
(5)		円
(6)		円
(7)		円
(8)		円
(9)		円
(10)		円

(11)	円
(12)	円
(13)	円
(14)	H
(15)	円

年 月 日

(あて先)東大阪市長

所在地

事業者名

代表者名 印

(※法人の場合は代表者印)

誓約書 兼 同意書

私は、東大阪市ふるさと納税推進事業にかかるお礼品の提供を申請するにあたり、下記の通り誓約・同意します。

記

【誓約事項】

- (1)事業の実施において、東大阪市ふるさと納税推進事業実施要領に従うこと。
- (2)東大阪市税のほか、国税、府税等の納付状況に滞納がないこと。
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および東大阪市暴力団排除条例に規定する、暴力団、 暴力団員、または暴力団密接関係者でないこと。
- (4)上記事由の確認のため、市が行う調査について同意するとともに、市が調査に必要な書類の提出を求めた場合は速やかに提出すること。
- (5)本誓約書兼同意書を2部作成し、市と事業者においてそれぞれ保管すること。

【同意事項】

- (1)提供するお礼品が、総務省が示す地場産品基準に該当しないと判断された場合は、お礼品提供開始後であっても市がお礼品の承認を取り消すこと。
- (2)ふるさと東大阪応援寄附金(ふるさと納税)業務を市が委託する場合、事業に必要なお礼品提供事業者の情報(事業者の連絡先・担当者名、お礼品の情報等)を委託事業者に提供すること。また、委託事業者がお礼品提供事業者から収集した、事業に必要な情報(事業者の連絡先・担当者名、お礼品の情報等)を市が提供を受けること。
- (3)事業をより効率的・効果的に実施していくため、委託事業者の再選定・変更を行う場合があること。
- (4)提供するお礼品において、食品表示法の違反を行った場合、取引を中止し、市が被った損害を賠償すること。

東大阪市長印

東大阪市ふるさと納税推進事業お礼品提供承認通知書

年 月 日付で申請のありました東大阪市ふるさと納税推進事業におけるお礼品の提供について、東大阪市ふるさと納税推進事業実施要領第8条第2項の規定に基づき、下記の通り承認します。

	お礼品名称
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	
(6)	
(7)	
(8)	
(9)	
(10)	
(11)	
(12)	
(13)	
(14)	
(15)	

東大阪市長印

東大阪市ふるさと納税推進事業お礼品提供不承認通知書

年 月 日付で申請のありました東大阪市ふるさと納税推進事業におけるお礼品の提供について、下記の理由により承認できませんので、東大阪市ふるさと納税推進事業実施要領第8条第3項の規定により、通知します。

	お礼品名称	理由
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
(6)		
(7)		
(8)		
(9)		
(10)		
(11)		
(12)		
(13)		
(14)		
(15)		

(あて先)東大阪市長

東大阪市ふるさと納税推進事業お礼品変更等申請書

東大阪市ふるさと納税推進事業実施要領第9条第1項の規定に基づき、下記の通り申請します。

記

所在地	Ŧ	
事業者名		
代表者役職•氏名		
	担当者所属	
	フリガナ	
担当者連絡先	担当者氏名	
	電話	
	Eメール	

<追加するお礼品> ※必要に応じて、行の追加・削除を行ってください。

	お礼品名称	提供価格
(1)		円
(2)		円
(3)		円
(4)		円
(5)		円
(6)		
(7)		
(8)		
(9)		
(10)		

<取下げするお礼品> ※必要に応じて、行の追加・削除を行ってください。

	お礼品名称	取下げ理由
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
(6)		
(7)		
(8)		
(9)		
(10)		

<変更するお礼品> ※必要に応じて、行の追加・削除を行ってください。

		お礼品名称	提供価格
	変更前		円
(1)	変更後		円
	変更理由		
	変更前		円
(2)	変更後		円
	変更理由		
	変更前		円
(3)	変更後		円
	変更理由		
	変更前		円
(4)	変更後		円
	変更理由		
(5)	変更前		円
	変更後		円
	変更理由		

東大阪市長印

東大阪市ふるさと納税推進事業お礼品変更等承認通知書

年 月 日付で申請のありました東大阪市ふるさと納税推進事業におけるお礼品の変更等について、東大阪市ふるさと納税推進事業実施要領第9条第2項の規定に基づき、下記の通り承認します。

記

1. 追加承認したお礼品

	お礼品名称
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	
(6)	
(7)	
(8)	
(9)	
(10)	

2. 取下げ承認したお礼品

	お礼品名称
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	

(6)	
(7)	
(8)	
(9)	
(10)	

3. 変更承認したお礼品

	お礼品名称
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	

東大阪市長印

東大阪市ふるさと納税推進事業お礼品変更等不承認通知書

年 月 日付で申請のありました東大阪市ふるさと納税推進事業におけるお礼品の変更等について、下記の理由により承認できませんので、東大阪市ふるさと納税推進事業実施要領第9条第3項の規定により、通知します。

	お礼品名称	理由
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
(6)		
(7)		
(8)		
(9)		
(10)		
(11)		
(12)		
(13)		
(14)		
(15)		

年 月 日

様

東大阪市長印

東大阪市ふるさと納税推進事業参加取消通知書

貴事業者は、下記の理由により東大阪市ふるさと納税推進事業への参加継続ができませんので、東大阪市 ふるさと納税推進事業実施要領第10条の規定により、通知します。

記

理由

東大阪市ふるさと納税推進事業実施要領第10条第 号に該当するため。

<教示>

東大阪市ふるさと納税推進事業実施要領(抄)

- 第10条 お礼品提供事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認められたときは、企画財政部企画 室企画課において当該事案を審査し、事業参加の継続が認められないとの判断に至った場合は、当該事 業者に対し、東大阪市ふるさと納税推進事業参加取消通知書(様式第8号)を送付する。
- (1)参加事業者に税の滞納がある場合。
- (2)お礼品について、産地・製法等の偽装が認められた場合。
- (3)その他、参加事業者として適切でないと認められる事象が発生した場合。

(あて先)東大阪市長

東大阪市ふるさと納税推進事業参加辞退届出書

東大阪市ふるさと納税推進事業実施要領第11条の規定に基づき、下記の通り届け出ます。

辞退理由		
辞退する日		
事業者名		
代表者役職·氏名		
	担当者所属	
	フリガナ	
担当者連絡先	担当者氏名	
	電話	
	Eメール	

東大阪市長の印

東大阪市ふるさと納税推進事業お礼品承認取消通知書

東大阪市ふるさと納税推進事業実施要領第15条の規定により、下記のお礼品承認を取消しますので通知します。

	お礼品名称	理由
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
(6)		
(7)		
(8)		
(9)		
(10)		
(11)		
(12)		
(13)		
(14)		
(15)		